

65歳以上の皆さんへ

平成27年度から 介護保険料が変わります

介護保険料は、介護保険事業計画とともに3年ごとに見直されます。

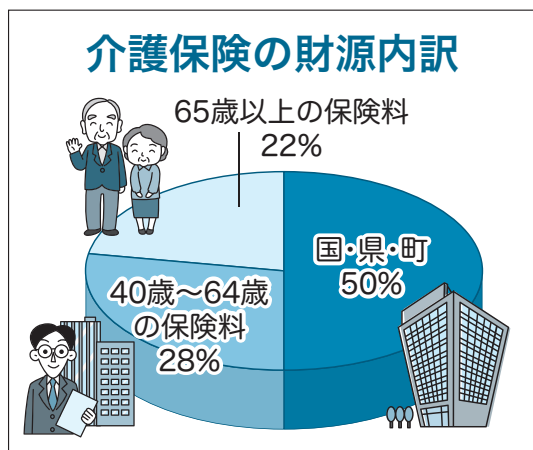
高齢化が進み、介護サービスの利用者や利用料が増大している現状などを考慮して、平成27年度から3年間の保険料が次のとおり決定しました。

ここがポイント！

- ①国が定める介護保険の財源全体に占める保険料の負担割合が変わりました。
旧 21% → 新 **22%**
- ②保険料の基準額が変わりました。
基準額 46,800円/年額
→ **基準額 54,000円/年額**
- ③保険料の段階が細分化されました。
6段階 → **9段階**

新しくなった介護保険料のお知らせです

65歳以上の方の保険料額は、城里町で3年間に必要な介護保険の総費用から算出された基準額をもとに、所得に応じて9段階に分かれます。



基準額の算出方法

城里町で必要な介護サービスの総費用（年額）



負担割合 **22%**

城里町に住む65歳以上の方の人数



城里町の介護保険料基準額 **54,000円**(年額)

| 段階 | 対象者 | 年額 |
|--------------------|---|---------|
| 第1段階 (基準額×0.5) | ・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者(※)で世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 | 27,000円 |
| 第2段階 (基準額×0.75) | ・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方 | 40,500円 |
| 第3段階 (基準額×0.75) | ・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方 | 40,500円 |
| 第4段階 (基準額×0.9) | ・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 | 48,600円 |
| 第5段階 (基準額×1.0) | ・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方 | 54,000円 |
| 第6段階 (基準額×1.2) | ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方 | 64,800円 |
| 第7段階 (基準額×1.3) | ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満の方 | 70,200円 |
| 第8段階 (基準額×1.5) | ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円未満の方 | 81,000円 |
| 第9段階 (基準額×1.7) | ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方 | 91,800円 |

※老齢福祉年金は明治44年4月1日以前に生まれた方が受けている年金です。

問合せ

保険課 介護保険グループ

☎029-288-3111 (内線146、147)